

国民年金システム標準仕様書

(素案)

令和 3 年（2021 年）12 月

国民年金システム標準化研究会

目次

第1章 本仕様書について.....	2
1. 背景.....	3
2. 目的.....	4
3. 対象.....	5
4. 本仕様書の内容.....	8
第2章 業務フロー.....	12
1. 業務フローについて.....	13
第3章 機能・帳票要件.....	17
1. 機能・帳票要件.....	18
2. 帳票詳細要件.....	26
第4章 データ要件・連携要件.....	28
1. データ要件・連携要件について.....	29
第5章 非機能要件.....	31
1. 非機能要件について.....	32
第6章 用語.....	33

(別紙1) 業務フロー

(別紙2) 機能・帳票要件

(別紙3) 帳票詳細要件

(別紙4) 帳票レイアウト

第1章 本仕様書について

1. 背景

地方自治体の情報システムは、これまで各地方自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の地方自治体を中心に、同一ベンダーのシステムを利用する地方自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN 等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、地方自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・地方自治体等の負担に繋がっている。また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、地方自治体の情報システムに係る重複投資をなくして統一・標準化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

これらの課題を踏まえ、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、基幹 17 業務について業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとされ、国民年金業務は令和 4 年夏までに標準仕様書を作成することとされた。あわせて、地方自治体は令和 7 年度を目指して、「(仮称)Gov-Cloud」を活用し、標準仕様書に準拠したシステムへ移行する工程表が示された。そして、総務省より「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」が第 204 回国会(令和 3 年通常国会)に提出され成立し、令和 3 年 5 月 19 日に公布された。

本仕様書は、上記の動きを受けて、地方自治体における国民年金システム標準仕様書を示すものである。

2. 目的

(1) 目指す姿

本仕様書により各主体の目指す姿は次のとおりである。

- 住民等のサービス利用者

地方自治体に対して異なる手続きで実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続きの簡素化や合理化が実現する。

- 地方自治体

限られた人材の専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や制度改正対応等の業務及び調整コストが減少し、住民へのサービスに人材を充当できる。また、財政面では、システム共同化による割り勘効果とカスタマイズ抑制により、導入・維持管理の費用、制度改革時の費用を削減する。

- ベンダー

カスタマイズの要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニア等の人材を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。

(2) 本仕様書の目的

本仕様書により以下3つの目的を実現する。

- ① 地方自治体のシステム調達において、普遍的に有用性が認められる要件が定められた標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- ② ベンダー間共通の標準的に実装すべき機能やデータ項目の標準等が定められた標準仕様を活用した調達によりスイッチングコストを下げ、システム更改時の円滑なベンダー切り替えを可能とする。
- ③ 標準仕様に準拠した機能の活用や地方自治体独自のカスタマイズを原則不要とすることにより、システムの統一・標準化を推進する。

3. 対象

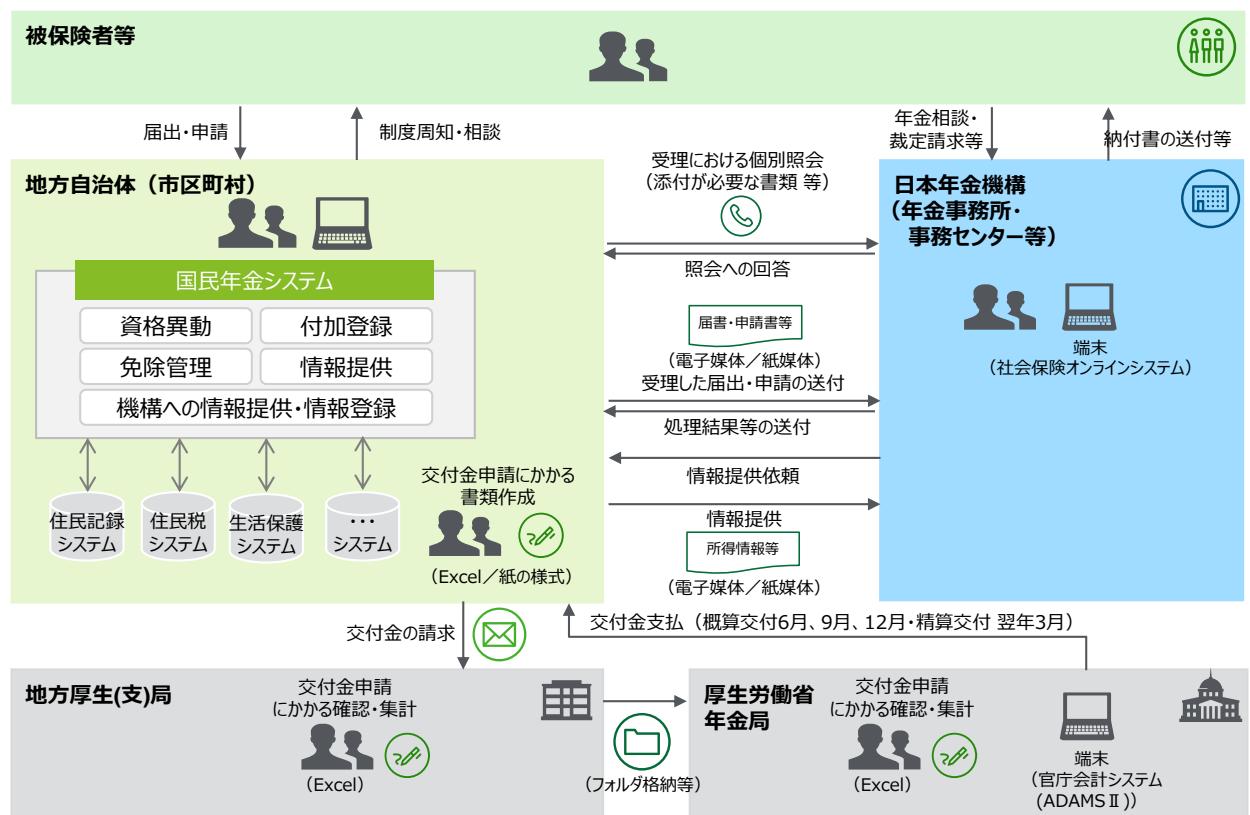
(1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことである。

(2) 対象分野

国民年金業務において、国民年金システムに関連するシステムは市区町村内のシステムに留まらず、外部機関のシステムも多数関係している。

図 1-1 国民年金システムと関連するシステムの全体イメージ



本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における国民年金ユニットとする。

なお、事務運用の実態等を勘案し、以下のとおり、範囲内外を整理している。

- ① 法定受託事務のほか、協力連携事務のうち市区町村にて行われる相談業務及び日本年金機構（以下、「年金機構」という。）に対する情報提供業務は標準化範囲内として扱う。一方、その他の協力連携事務のほか、各市区町村が独自に実施している事業等は、地域の実情に応じ、住民サービス向上のため地方自治体が創意工夫してサービスを実施しているものであることから、標準化範囲外とする。
- ② 国民年金システムにて運用する部分は標準化範囲内として扱うが、住民記録システム等の他システムで運用する部分は標準化範囲外として扱う。
- ③ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び関連法令、通知等に基づく、請求書の受理や審査、所得状況届に関する業務については、国民年金担当課における業務であることから、標準化範囲内とする。
- ④ 年金機構における事務に関しては、市区町村における業務の範囲外であることから、標準化範囲外とする。

法定受託事務及び協力連携事務における対象分野のイメージは次の図のとおりである。

図 1-2 国民年金システムの機能範囲と標準化範囲のイメージ

法定受託事務		協力連携事務
事務の内容	根拠条文	事務の内容
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①④】	1. 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ① 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届） ② 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理
2. 任意加入（高齢任意加入及び特例任意加入を含む。以下同じ。）の被保険者資格の取得・喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑥、(平16)23①⑥、国令1②】	2. 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載
3. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。（※3）	【国令1②】	3. 市町村において行われる相談業務 【標準化範囲】
4. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請及び届出を受理し、申請及び届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・105①、改正法附則(平16)19②③、(平26)14①②、国令1②】	4. 各種情報提供 ① 所得情報の提供（紙） ② 所得情報の提供（磁気媒体） ③ 電話番号の情報提供 ④ その他の情報提供 ⑤ 法定受託事務以外の申請書等回付 ⑥ 情報提供に必要なシステム開発
5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2①③、国令1②】	5. 障害者手帳交付者への障害年金周知
6. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、19①、34、国令1②】	6. その他地域の実情を踏まえた協力 ① 申請免除該当者への案内状送付 ② 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談 ③ ねんきんネットの情報の提供
7. 第1号被保険者（任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く基礎年金等の受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1②】	(補足) 協力連携事務における標準化検討の範囲の考え方 1. 各自治体が国民年金システムを利用して行う、年金機構への「各種情報提供」事務を標準化の対象とする（上記4..） 2. 相談業務を行う際に必要な情報を国民年金システムより参照等する機能は、「共通機能」として標準化の検討の範囲とする（上記3..） 3. その他の、住民サービス向上や地域の実情を踏まえた協力等の観点で自治体が独自の方法で行う事務は、標準化の検討範囲から除外

※ 1 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。
 ※ 2 厚生労働大臣への報告は、国民年金法の規定に基づき、厚生労働大臣から年金機構に事務が委任されている。
 ※ 3 令和4年4月より廃止予定。

(3) 対象項目

本仕様書では、以下の項目について規定する。

- ・機能・帳票要件（第3章）

- ・データ要件・連携要件（第4章）（※）
- ・非機能要件（第5章）

※データ要件及び連携要件については、デジタル庁にて今後検討を行うこととなってい
るため、今後の改版において適宜反映する。

以下の項目はカスタマイズの発生源になっている場合等を除き標準範囲外とする。

- ・画面要件
- ・ヘルプやガイドの具体的な内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

以上の項目について、標準対象の区分と位置づけは以下のとおりである。

表 1-1 標準対象の区分と位置付け

<凡例> ○：対象、△：参考、×：対象外

項目	標準対象	位置づけ
業務フロー	△	業務の運用イメージを確認でき、地方自治体、ベンダーへ共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件	最も効率的な運用を検討し、標準化する機能を定義する。
	画面要件（専ら操作性）	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準範囲外とする。
	帳票要件（外部・内部）	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。ただし、帳票レイアウトはあくまでも参考として共通理解を促すための標準的な様式として定義する。
	出力項目	○
	レイアウト	
	データ要件	中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目や内容等を定義する。（※）
	連携要件	地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、他システムと連携するデータの項目や内容等を定義する。（※）
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	令和2年9月にデジタル庁より提示された「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」に準じる方針とする。 国民年金システム独自に定義が必要な非機能要件があれば定義する。

(※) 地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、
デジタル庁が主体となって、制度を所管する厚生労働省及び関係団体の協力を得て
詳細化する。

4. 本仕様書の内容

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するのかについて地方自治体及びベンダーの共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各地方自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに改めることで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

第3章、第4章及び第5章では、それぞれ、国民年金システムが備えるべき機能・帳票要件、データ要件・連携要件及び非機能要件について記載している。

第6章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう定義している。

(2) 標準準拠の基準

本仕様書の対象は「3（2）対象分野」で示したとおりであり、この対象範囲において定義すべき機能・帳票要件について、【類型1：実装すべき機能（実装必須機能）】【類型2：実装しない機能（実装不可機能）】【類型3：実装してもしなくても良い機能（実装オプション機能）】の3類型に分類した。

主な考え方は以下のとおりである。

- ① 3類型に分類されていない機能（標準仕様書に規定していない機能）は、原則、類型2と同様のものとして位置付ける。
- ② 「3（2）対象分野」で示した標準化範囲外の機能は、国民年金システムにおける実装は不可とする。
- ③ 類型1、類型3について、システムへの実装方法は問わない。
例) 「関係届書を一括出力できること」の要件について、一覧表示画面で確認後に一括印刷する、あらかじめ指定した条件で自動的に一括印刷する、という実装方法は問わない。

表 1-2 標準化範囲内の機能における類型の分類

分類	類型		説明	地方自治体	ベンダー
標準化範囲内	類型 1	実装すべき機能 (実装必須機能)	標準仕様として実装が必須となる機能	要求可能	実装必須
	類型 2	実装しない機能 (実装不可機能)	標準仕様として実装が不可となる機能 (標準仕様書に明示)	要求不可	実装不可
	類型 3	実装してもしなくても良い機能 (実装オプション機能)	オプションとして実装しても良い機能	要求可能	実装任意
	—	上記以外 (仕様書に規定しない)	標準仕様書に掲載はしていないが、実装が不可となる	要求不可	実装不可

表 1-3 類型の考え方

実装すべき機能 (実装必須機能)	全ての自治体で、必須機能である／実装が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> すべての自治体において、法令で定められる業務に必要であると認められる すべての自治体において、住民サービスの向上のために必須であると認められる
	最適な標準機能として合意できる	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・パッケージシステムによって機能要件に差異があるが、望ましい機能が定義できる 自治体の業務効率化のため実装しておくべき 自治体のデジタル化等の将来動向を見据えて実装しておくべきと判断され、厚生労働省として標準化的指針を提示できる
実装してもしなくてもよい機能 (実装オプション機能)	自治体によっては必須機能である／実装が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 自治体規模・処理件数の多寡や、組織体制（複数拠点、機能集約等）の条件によってすべての自治体で必須ではないが、当該機能がなければ業務運用が困難／非効率になると認められる 自治体の住民サービス方針により、一部自治体においては必須と認められる 厚生労働省・年金機構側の政策や方針によって、一部自治体においては必須であると認められる

実装しない機能 (実装不可機能)	多くの自治体において必要だと認められない	<ul style="list-style-type: none"> 一部の自治体の業務慣習による機能やシステムの操作性に係る機能で、カスタマイズの温床となると判断される 厚生労働省・年金機構の政策や方針によって、自治体側で実施不要とする業務に伴う機能である
---------------------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

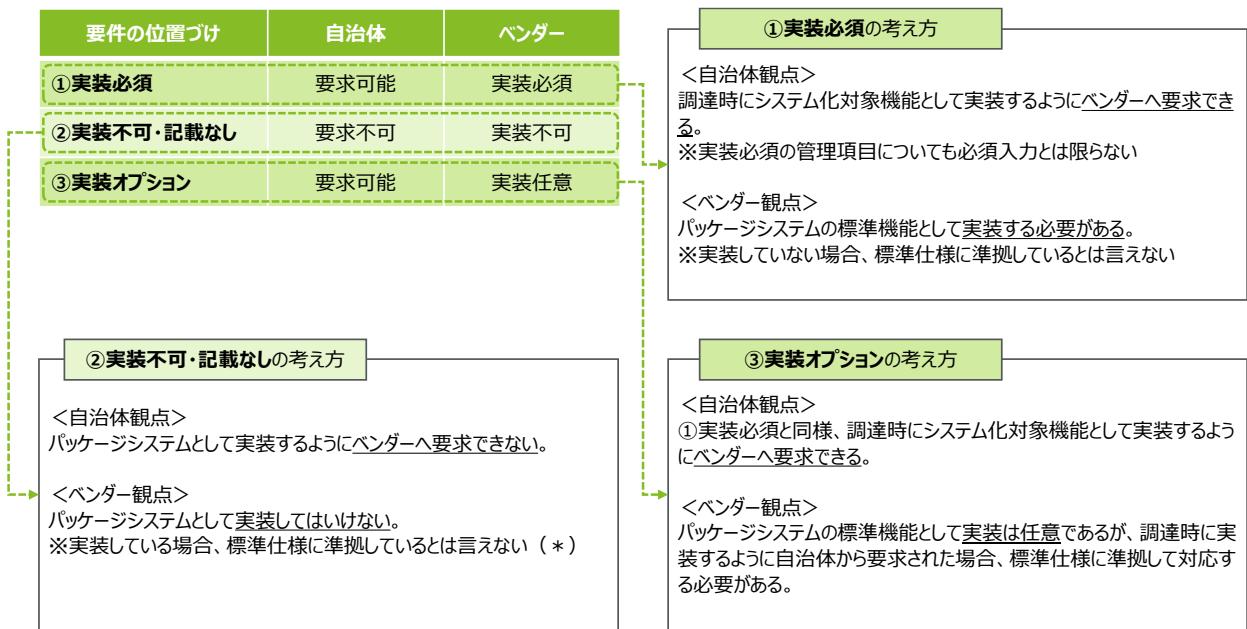
(3) 想定する利用方法

本仕様書については、各ベンダーが本仕様書に準拠しているシステムを提供し、各地方自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用することが推奨される。

地方自治体においては、システム調達時に改めて本仕様書に示した個別の要件を一々提示してRFI (request for information) や RFP (request for proposal)、更にはFit & Gap分析を行って調達するのではなく、単に本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズすることなく利用できることを想定している。

「(2) 標準準拠の基準」で示した3類型の考え方は次のとおりである。

図 1-5 3類型の考え方



* 標準仕様対応前のパッケージシステムにて搭載していた機能・帳票が実装不可に該当する場合、当該機能を削除することが求められる

(4) 地方自治体の調達仕様書の範囲との関係

本仕様書を用いることにより、国民年金に係る法定受託事務を運用することは可能であり、本仕様書の標準化範囲については本仕様書に記載された内容で調達することを前提としている。

しかしながら、地方自治体においては、本仕様書の標準化範囲外の機能（「3（2）対象分野」の標準化範囲外の機能等）や地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること等も想定され、地方自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しない場合がある。この場合であっても、各地方自治体の情報システムの調達において、本仕様書の標準化範囲内の業務が本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

※ 例えは、オールインワンパッケージを採用している団体は、住民記録や税務等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の標準化範囲と異なることは差し支えない。

(5) 本仕様書の改定

本仕様書に対する改定については、制度改正に伴うものや標準仕様書をより効果的な内容とするためのもの等を契機として改定することが想定される。改定に関する方針（時期や内容など）は関係機関と調整の上、今後検討する。

第2章 業務フロー

1. 業務フローについて

本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方自治体及びベンダーによる共通理解を促すことである。

本仕様書に記載する業務フローは、実際の各地方自治体における業務フローを拘束するものではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローに改め、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

業務フローは以下の事業について「(別紙1) 業務フロー」でまとめており、参照するにあたっての業務フローの記載方針や凡例は次のとおりである。

1. 資格異動
2. 免除
3. 付加
4. 給付
5. 年金機構への報告・年金機構からの情報登録
6. 情報提供・その他
7. 統計・報告

(1) 記載方針

① 表記方法について

地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」(平成27年3月)を参考として、国際基準である、BPMN (Business Process Model and Notation) の手法を採用している。

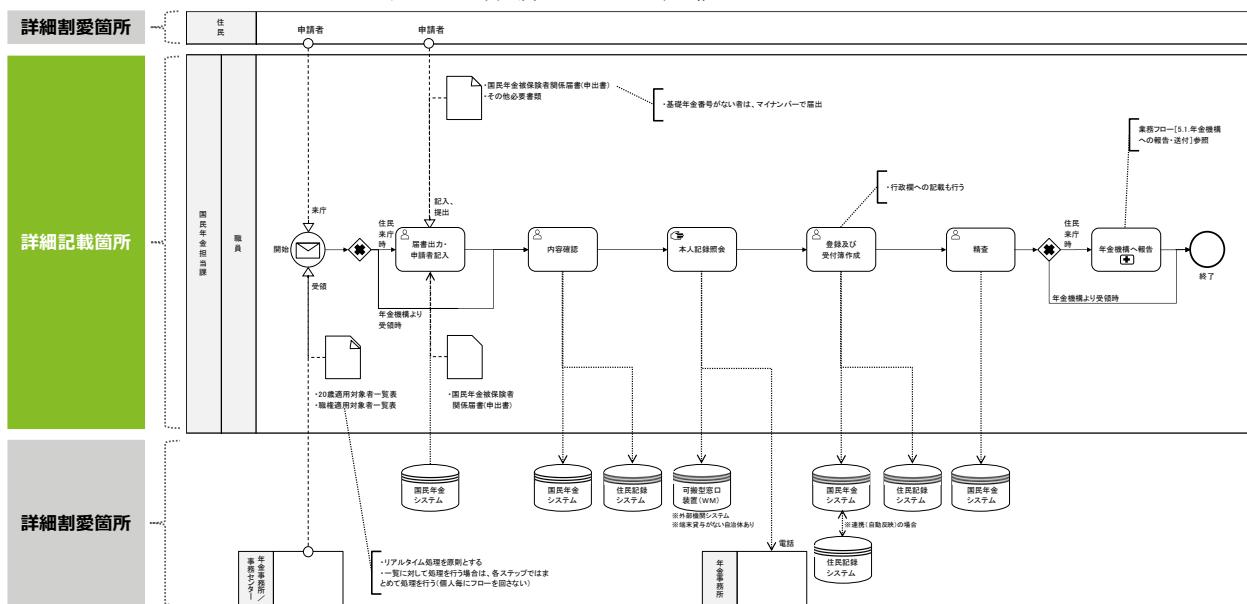
② 本業務フローについて

本業務フローは、標準化範囲内としている市区町村の事務を主として記載している。「市区町村」の区とは、特別区のことであり、断りの無い限り、政令指定都市における総合区や、行政区を含まない。また、政令指定都市や出先機関（支所・出張所等）における事務分掌については、記載を割愛し、すべて国民年金担当課として記載している。

③ 業務フロー詳細記載箇所について

業務フローを詳細に記載する箇所は、市区町村における該当業務の担当課（国民年金担当課等）のみとし、市区町村における他業務の担当課（住民登録担当課等）や年金機構、住民等については、詳細な記載を割愛している。（税部門における公用照会事務等）

図 2-1 業務フローの記載イメージ



④ 記載を割愛している事務等について

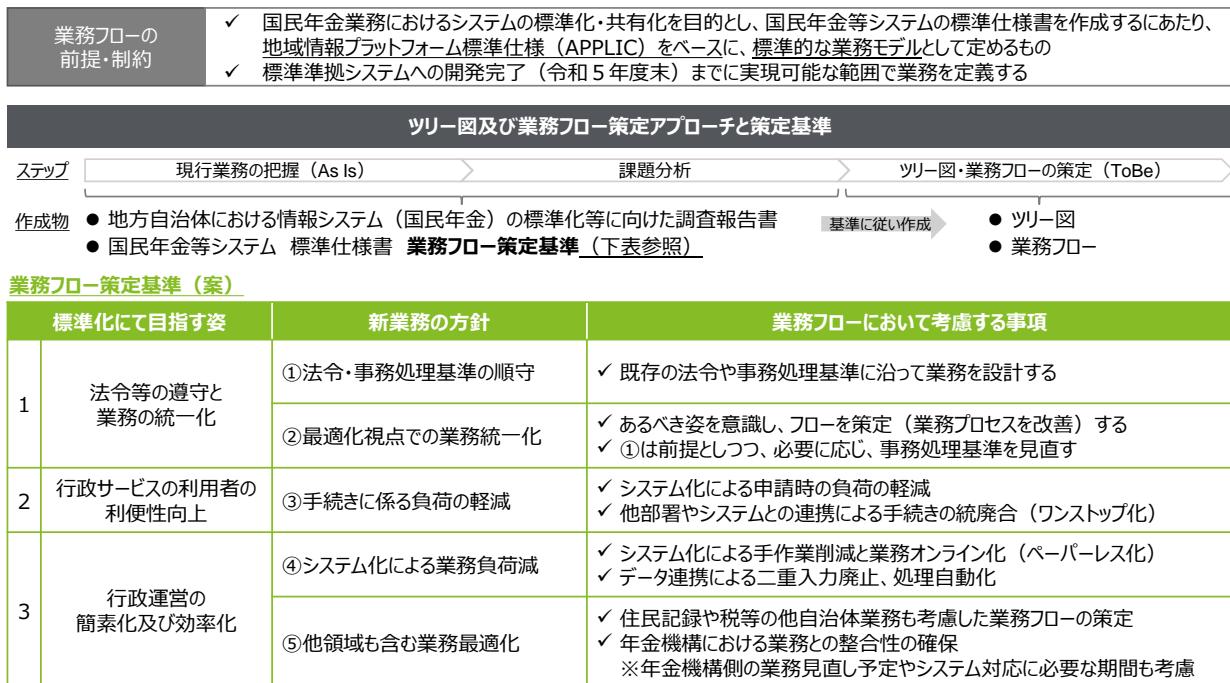
制度の枠を越えた事務、標準化範囲外の事務等については、記載を割愛している。

- (1) 市区町村の独自事業及に係る事務
 - (2) 各業務フローに記載の各タスクとは非同期にバックヤードで処理される連携機能のうち、一部連携機能

⑤ 業務フロー策定基準

標準仕様書における業務フローの策定にあたり、BPR の視点も考慮する。標準的な業務を定めるうえで基本方針となる策定基準は以下のとおり。

図 2-2 業務フロー策定基準



(2) 凡例

業務フローで使用する記号は BPMN に倣い、以下を用いる。

図 2-2 業務フロー凡例

No	記号	意味	No	記号	意味
1		開始イベント (業務フローの開始)	10		システムデータベース
2		終了イベント (業務フローの終了)	11		条件分岐
3		結合子 (ページが跨る場合に使用)	12		並列処理
4		タスク（書類の受領）	13		包含（複数の処理が全て完了後、次処理へ進む）
5		タスク（書類の送付）	14		正常運用の流れ
6		タスク（手作業）	15		部門を跨ぐ流れ
7		タスク（システム操作）	16		データの流れ
8		タスク（他の業務フロー参照）	17		補足説明
9		帳票（システム出力帳票・システム外帳票）、電子データファイル			

第3章 機能・帳票要件

本章の構成は、以下のとおりである。

表 3-1 機能・帳票要件の構成

構成	内容
1. 機能・帳票要件	機能・帳票要件における考え方及び事業ごとに必要となる機能要件・帳票要件を定義する。 ※帳票要件は出力対象帳票のみ定義
2. 帳票詳細要件	機能・帳票要件で示した帳票について、システム印字項目等を定義する。 また、参考として帳票詳細要件で定義した帳票のレイアウトを示す。

1. 機能・帳票要件

機能・帳票要件の具体的な要件は以下の事業について「(別紙2) 機能・帳票要件」でまとめてている。

- 0. 共通
- 1. 資格異動
- 2. 免除
- 3. 付加
- 4. 納付
- 5. 年金機構への報告・年金機構からの情報登録
- 6. 情報提供・その他
- 7. 統計・報告

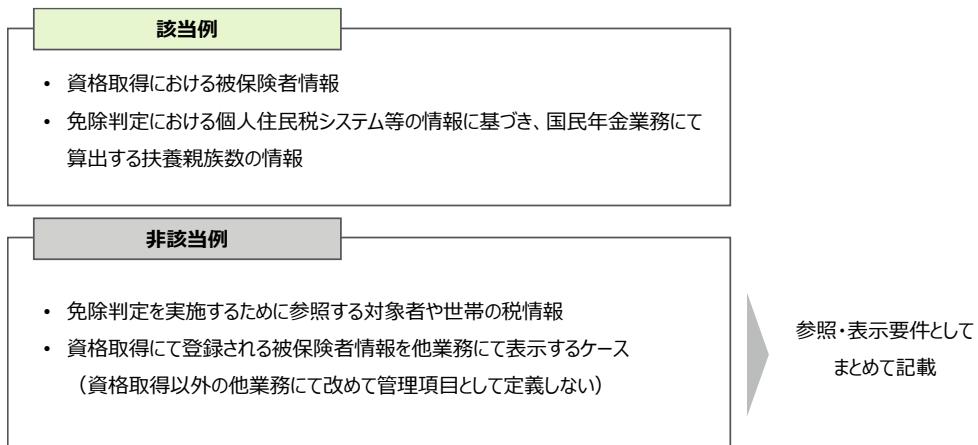
各事業の機能・帳票要件における考え方や留意事項は以下のとおりである。

- (1) 管理項目について
- (2) 「～等」の表記について
- (3) 一覧管理機能について
- (4) EUC機能の要件について
- (5) 基幹系他システム連携機能について
- (6) 外部帳票と内部帳票について
- (7) エラー・アラート(チェック条件)の考え方について

(1) 管理項目について

該当する機能で管理すべき項目として「管理項目」をまとめている。「管理」とはデータの設定・保持・修正ができるることをいい、参照又は表示のみを目的とした項目は管理項目として定めないこととしている。そのため、参照・表示のみを目的とした項目については、参照要件又は表示要件として記載している。

図 3-1 管理項目の該当例と非該当例



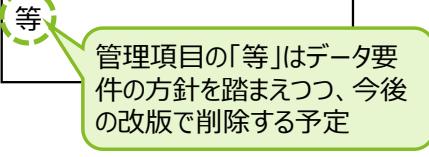
なお、住民税情報等の他システムからの連携で取得した情報のうち、国民年金システム側で保持・修正を行う場合は管理項目と定めている。

例) 免除・納付猶予申請書の確認にて扶養親族数の確認に必要な扶養情報を他システムから取得するが、取得した情報を国民年金システム内で保持して適宜修正等を行うこともあるため、免除における管理項目となる。

(2) 「～等」の表記について

機能・帳票要件の記載で「～等」と表現しているものがある。「～等」は性質別に考え方を次のとおり整理している。

表 3-2 「～等」の表記と考え方

分類	記載箇所（例）	考え方
管理項目に記載しているもの	<p>【管理項目】 特記事項、職権適用区分、 第3号特例日、旧年金番号、 電話番号1、電話番号2 等</p>  <p>管理項目の「等」はデータ要件の方針を踏まえつつ、今後の改版で削除する予定</p>	<p>管理項目における「等」が無い場合、地方自治体毎の運用差異等に起因し自治体独自項目を実装オプションとして列挙する整理しかできない状況であるため、現段階では「等」と記載をしている。</p> <p>今後、データ要件の検討に合わせて精緻化する予定である。なお、コード項目及びコード内容の明確化もデータ要件の検討に合わせて行う予定である。</p>
事務運用例として記載しているもの	<p>被保険者の資格に係る種別変更（3→1号の変更等）の登録・修正・削除・照会ができること</p>	<p>左記事例では種別変更に関する資格異動情報を登録する事務運用の例として記載している。登録対象となる種別変更は3号から1号への変更が主たるケースとなるが、実際には複数のパターンがあり、全て列挙することも現実的ではない。一方、主に発生する事務運用例を記載することは具体的イメージの補助となるため、「等」をつけて記載している。</p>
あえて全て列挙しなくても法令等により要件に齟齬が生じないもの	<p>年金請求書受理・審査に係る履歴の修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（老齢年金生活者支援給付金）】 前年の公的年金等の収入金額、前年の所得額、同一世帯に属する者の所得</p>	<p>左記事例では前年の収入金額に含める対象となる収入は法令・通知等で決まっているため、あえて全てを列挙せずとも要件に齟齬が生じないため、冗長とならないように「等」をつけて記載している。</p>

要件を実現するための手段を参考として記載しているもの	出力した帳票をイメージ (PDF等)で保存できること	左記事例では、大量帳票の印刷を外部業者に委託する場合に電子データを作成する要件であるが、委託先によって作成する電子データの形式は異なるため、実現手段の事例として「CSV形式のファイルやPDFファイル」を出しているだけで、実現方法は任意となる。「等」を除くと記載したファイル形式以外のものが実装不可となるため、「等」をつけていく。)
----------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 一覧出力機能について

機能・帳票要件における一覧出力に関する機能要件について、機能の考え方及び記載方針を次のとおり整理している。

表 3-3 一覧出力に係る機能の考え方と記載方針

観点	考え方	記載方針
一覧の抽出条件	地方自治体により抽出したい条件が様々である（例参照）ため、標準仕様書として全ての条件を網羅するとした場合、抽出条件は地方自治体の実態を勘案すると大半の抽出条件が実装オプションとして定義することが考えられる。また、運用する中で必要と考えられる抽出条件が状況により変化することが考えられる。 例）20歳到達予定者一覧では、「到達日 or 個人番号で検索」	EUC機能で「プログラムの操作を行うことなく、抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意のデータ抽出が主管課職員でも容易にできること」と定義することで、一覧管理機能として抽出条件を詳細に定義しないこととしている。
一覧の表示項目	必要な表示項目は地方自治体により様々であり、更に該当機能を使用する場面により変化する（例参照）ため、全てを網羅するとした場合、一覧に関する要件に膨大な項目を列挙することとなる。 例）報告を必要としない異動に係る情報の一覧で、資格異動種別の情報だけではなく、関連する住民登録情報が必要となる場合や、所得情報等が必要となる場合等、様々な項目が考えられる。	EUC機能で「表示（出力）項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民登録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること」と定義することで、一覧管理機能として表示項目を詳細に定義しないこととしている。

一覧の実装方法	一覧機能の実現方法としては、一覧画面での表示や一覧帳票・CSV等のデータでの出力等年之久考えられるが、運用に応じた適切な方法により一覧形式での確認ができれば運用に大きな支障は発生しないと思われる。また、「一定の件数以下であれば画面表示、それを超えればCSV等出力」といった実装方法の明確な線引きは、業務や対象機能、自治体規模等により様々と考えられる。	一覧管理機能に関する要件は、全て「一覧で確認できること」という記載とし、実装方法は問わないこととしている。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

ただし、事務運用上、明記をしないと支障が出ると認められるものは明記する。

また、上記3つの観点を踏まえて、「(4) EUC機能の要件について」で、一覧管理機能とEUC機能の関連性を整理している。

(4) EUC機能の要件について

一覧管理機能とEUC機能は一部機能が重複する部分があるが、運用上最低限必要となる業務固有の一覧確認要件は「〇〇を一覧で確認できること」と明記した上で一覧出力機能での対応とすることとし、その他の要件については、EUC機能での対応という形で整理している。

図3-2 機能・帳票要件におけるEUC機能の記載例

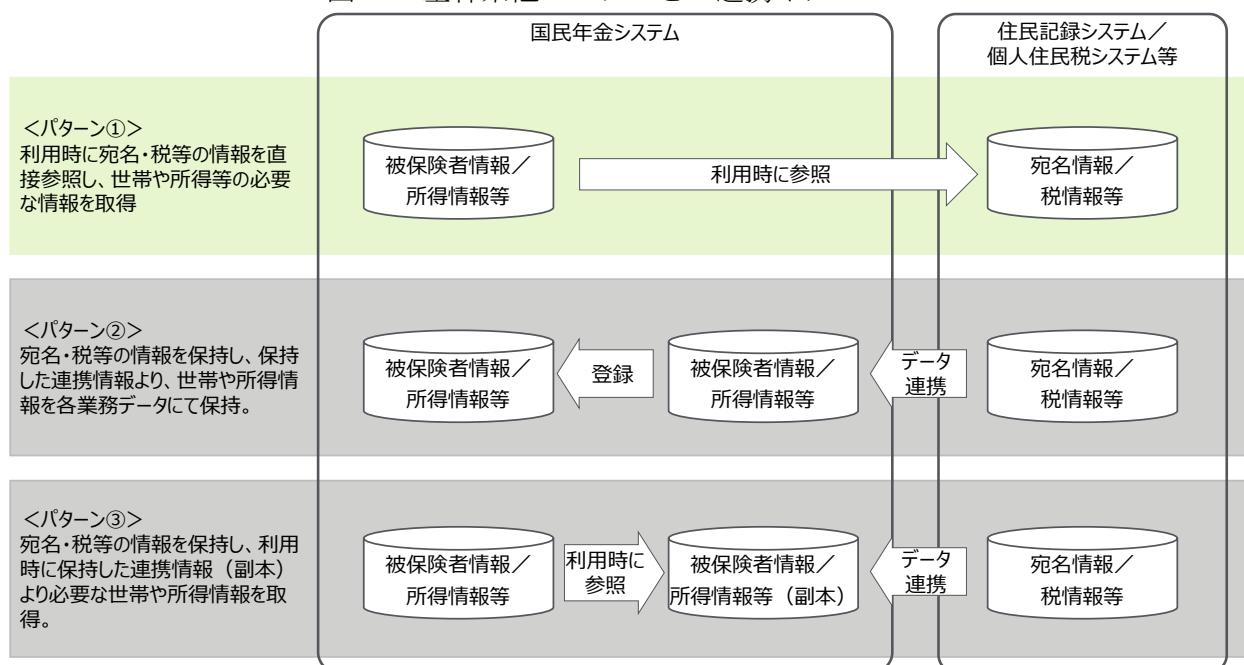
機能・帳票要件：資格異動> 資格取得			ツリー構成
事務レベル1	事務レベル2	標準仕様文書	要件種
資格異動	資格取得	指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動情報、被保険者情報について、一覧で確認できること(EUC対応)	オプション

機能・帳票要件：共通> EUC			ツリー構成
事務レベル1	事務レベル2	標準仕様文書	要件種
共通	EUC	プログラムの操作を行うことなく、抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意のデータ抽出が主管課職員でも容易にできること	必須
共通	EUC	抽出する際は一般的な演算子（and/or、=、≠、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること	必須
共通	EUC	表示（出力）項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、および住民登録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること	必須

(5) 基幹系他システム連携機能について

基幹系業務との他システム連携機能において、国民年金用宛名情報／税務情報等の情報については、最新情報を保持する住民記録システムや個人住民税システムを都度参照する仕様を原則とする（下記パターン①）。ただし、処理速度やシステム負荷の観点、あるいは、各市区町村における移行完了までの過渡期の運用を考慮し、必要に応じ、パターン②やパターン③の採用も可能である仕様とする。

図 3-3 基幹系他システムとの連携イメージ



(6) 外部帳票と内部帳票について

帳票要件として定義する帳票は外部帳票とする。担当主管課内の決裁用等の内部帳票は機能要件におけるEUC機能等を活用することとする。なお、外部帳票と内部帳票の定義は次のとおりである。

表 3-4 外部帳票と内部帳票の考え方

帳票種類	帳票種類の考え方
外部帳票	住民や年金機構等の外部機関に向けた帳票をいう。 標準仕様としてはシステムから出力すべき帳票として定義し、システムからの印字項目等を定める。

内部帳票	事務運用に併せて必要となる担当主管課内で使用する確認用リスト等の帳票をいう。 標準仕様としてはシステムから出力すべき帳票の種類及びシステムから印字する項目は定めず、EUC機能での対応を原則として定義する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(7) エラー・アラート（チェック条件）の考え方

機能・帳票要件に定める各機能において、不正な状態で情報が管理されると事務運用に影響が発生するため、適宜データの矛盾をチェックする必要がある。主な矛盾の分類としては次のとおりである。

表 3-5 矛盾の分類

分類	内容
物理的矛盾	項目の属性（英字、数字、日本語等）や項目長（桁数、バイト数）等で定義されている内容と合致しないもの
論理的矛盾	存在しない日付（4/31 等）や数値等項目間の大小関係が逆転している等、一般的に矛盾していると言えるもの 法制度等により規定されている条件を満たしていないものや業務プロセスが成立しない状態（※）となっているもの ※ 決定日が申請日より前の日付となっているような日付の前後関係が不整合な状態や年金生活者支援給付金に対応する受給者情報が存在しない等

これらの矛盾に対してチェックを行い、エラー又はアラートとして処理することにより、不正なデータの登録を抑止することや操作者（入力者）への注意喚起を行う必要がある。エラー・アラートのチェック観点は、次のとおりである。

表 3-6 エラー・アラートのチェック観点

チェック	チェック観点	チェックの事例と理由
エラー	物理的矛盾や論理的矛盾のいずれにもエラーとしてチェックする場合があり、システムからのアウトプットである帳票や集計、データ等の出力を正しく行うために業務システムにてチェックを行い、不正なデータが作成されないように抑止する。	学生納付特例申請書受理・審査において、免除区分（種別）が設定されていない。 ⇒免除区分が判別できず、保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）出力等が正しく行えない可能性があ

		るため、未設定の場合はエラーとする必要がある。
アラート	物理的矛盾では空白や未設定を許容する場合であったり、論理的矛盾では法制度や当該制度の運用上、通常は入力されるべき項目が入力されていない場合や、やむを得ない事情等による例外規定がある場合であったり、操作者（入力者）に本来あるべき状態でないことを気付かせるために注意喚起する。	免除・納付猶予申請書受理・審査において、扶養親族数に免除基準に満たない人数が設定されている。 ⇒扶養親族数が正しく計算されていない、あるいは入力ミスの可能性もあることから、アラートで注意喚起を促す必要がある。

本仕様書におけるエラー・アラート（チェック条件）において主に留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① エラーチェックは「不正データを作成しない」という観点からデータ入力時にチェックすることを基本とするが、必要な情報を用いて帳票やデータ等を出力するまでに整備されれば影響がないケースも考えられるため、必ずしも入力時にチェックすることを求めるものではないこととする。
- ② エラーチェックの内容は必ずしもメッセージによる表示に限定するものではなく、データの入力内容が一定条件を満たすまでデータ保存を不可にする、といった方法等でも問題ないこととする。
- ③ 文字列／数値といったデータの属性やデータの項目長に対するチェックは、データ要件で定められるデータ形式に準拠することとし、矛盾するものはエラーチェックとする。
- ④ 検索条件未入力のチェックや入出力ファイルの格納先（フォルダ）パスの存在確認チェック、画面終了時のデータ未保存チェック等は、画面要件に含まれるものであるため、本仕様書におけるエラー・アラートの要件としては定めないこととする。
- ⑤ 制度改正等により、従前までエラー・アラートとしていたチェックが不要となる場合や地方自治体の運用により必要とするチェックの設定が異なる等も想定されることから、チェック内容に対するエラー・アラートの設定は切り替え可能（エラー・アラートを表示しない設定も含む）とするべきかを考慮して実装する必要がある。

2. 帳票詳細要件

帳票詳細要件では、原則として「1 (6) 外部帳票と内部帳票について」にて示した外部帳票を対象とし、機能・帳票要件で定義した帳票におけるシステムからの印字項目等を「(別紙3) 帳票詳細要件」でまとめている。また、参考として帳票詳細要件として定義した帳票の様式（レイアウト）を「(別紙4) 帳票レイアウト」でまとめている。なお、システムからの印字項目（以下「システム印字項目」という。）とは、業務システムにて対象情報により編集し印字する項目のことをいい、固定文言等の帳票レイアウトに直接設定されている項目は含まない。

帳票詳細要件及び帳票レイアウトの考え方や留意事項は以下のとおりである。

- ① 帳票詳細要件には、機能・帳票要件にて定義した帳票（主に外部帳票）のシステム印字項目等をまとめている。内部帳票は基本的にEUC機能等を活用し作成することとするため、帳票詳細要件及び帳票レイアウトは定めない。
- ② 帳票詳細要件に定義されたシステム印字項目は項目単位の類型に従うこととし、編集条件等は定義すべき内容のみを記載している。
- ③ 帳票レイアウトは、あくまでも参考として示したものである。
- ④ 帳票における「第1章4 (2) 標準準拠の基準」（実装類型）の取扱いは次のとおりである。
 - ・帳票自体の出力における実装類型は、「1. 機能・帳票要件」のとおりである。
 - ・帳票詳細要件のシステム印字項目で項目単位における類型の取扱いは次のとおりである。

表 3-7 帳票詳細要件における類型の取扱い

システム印字項目 の類型	項目の取扱い
実装必須	システムからの印字ができるように実装する必要がある。
実装オプション	システムからの印字は実装してもしなくてもよいが、実装しない場合は帳票レイアウト上の項目も必要に応じて設けないこととする。
実装不可	システムからの印字は実装不可とし、帳票レイアウト上の項目も原則設けないこととする。

- ⑤ システム印字項目の編集方法は、次のとおりである。なお、項目固有に編集方法を定義する場合は、帳票詳細要件の「備考（印字編集条件など）」に示す。

表 3-8 システム印字項目の編集方法

	システム印字 項目の種類	編集条件など への記載内容	表記の例	補足
記 載 あ り	日付	和暦表記 /西暦表記	<和暦表記> 令和3年4月1日 <西暦表記> 2021年4月1日 <短縮表記> R3. 4. 1 「令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで」 等の期間を印字する場 合は日付のみ印字	原則和暦表記とする。ただ し、外国人の生年月日は西暦 表記とする。帳票要件で定義 する一覧帳票等で用途に応じ て短縮表記とする。 また、例えば“から”，“ま で”等の日付以外の関連する 文字は、帳票レイアウト側 での埋め込み（プログラムから 印字しないこと）として編集 条件等には未記載としてい る。
	カナ項目	全角表記 /半角表記		口座名義人カナのみ半角表記 とし、他は全角表記としている。
	住所（宛名）	住所+改行+ 方書	<u>○○市△△町</u> <u>□□□マンション</u>	住民記録システム標準仕様書 に合わせ、宛名部分の住所は 住所と方書の間は改行として いる。なお、一部帳票では郵 便番号を住所に附加して表示 する場合は帳票詳細要件の 「編集条件など」にその旨を 記載している。
	住所 (宛名以外)	住所+全角ス ペース+方書	<u>○○市△△町</u> <u>□□□</u> <u>マンション</u>	
	届出の有無等 の 選択肢	打ち出し形式 (例1) 有、 (例2) 無	有・無 該・非	選択肢のいずれかの文字を印 字する。○を印字する仕様 は、手書きの延長の考え方で あることと、印刷時の印字ず れ等を考慮し、原則不可とし ている。
記 載 な し	金額	記載なし	1,000 1,000円 1,000円 金1,000円 月額1,000円	帳票の種類や表示位置に応じ て表記を使い分ける必要があ るため、金額の印字フォーマ ットは定めない。

第4章 データ要件・連携要件

1. データ要件・連携要件について

データ要件は、システム内で管理するデータ項目や内容等となるため、機能要件に定義する管理項目と整理される。

連携要件は、庁内の他業務システム等との連携に係る要件と整理される。

ただし、データ要件及び連携要件についてはデジタル庁で整理することとされた。

図 4-1 標準化対象の事務の標準の内容

各制度所管府省検討事項

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様（4）

III 標準化対象の事務の標準の内容

1. 業務フロー	2. 機能要件	3. 非機能要件	共通検討事項
・業務フローをBPMN(*1)で記載 ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定	2.1 機能要件(*2) 2.2 画面要件(*3) 2.3 帳票要件(*4)	2.4 データ要件(*5) 2.5 連携要件(*6)	*1:BPMN (Business Process Model and Notation)：業務フローの国際的な表記方法。 (参考資料1 参照) *2:広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、 どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。(参考資料2 参照) *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない 場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。 *4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について 標準化を行う。(参考資料3 参照)
		3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー	*7:非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。 *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹 業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。(参考資料4 参照) *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務 に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。 (参考資料4 参照)

デジタル庁資料「地方公共団体の基幹業務システム」の標準化のために
検討すべき点について（令和3年9月22日）より抜粋

なお、連携要件として定義が必要な情報（住民登録情報、税務情報等の単位）については機能要件として定義を行う。（詳細な要件については、「（別紙2）機能・帳票要件」の事務レベル2.連携を参照のこと。）

今後、デジタル庁により詳細化された内容を踏まえ、標準仕様書のデータ要件・連携要件を改版していく。(必要に応じて、本仕様書の章構成を見直す。)

第5章 非機能要件

1. 非機能要件について

標準仕様における非機能要件は、デジタル庁及び総務省で作成された非機能要件の標準（標準非機能要件）に準拠する。

標準非機能要件の整理にあたり、次のとおり取扱いが整理されている。

図 5-1 「標準非機能要件」の取扱い

「標準非機能要件」の取扱い	
項目	考え方
①「標準非機能要件」を用いる業務システム	<ul style="list-style-type: none">・「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日）等において地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化を検討する対象とされた<u>17業務システム</u>
②「標準非機能要件」の用い方 (各開発ベンダ／市町村)	<ul style="list-style-type: none">・各開発ベンダ： 「標準非機能要件」に従って、クラウドサービスによりシステムを提供。 ※ 「標準非機能要件」の各項目の選択レベルを下げたものが1つでもあれば、「標準非機能要件」を満たしているものとは言えない。・各市町村： 上記17業務に係る情報システム調達の際、開発ベンダに対して示す非機能要件は、「標準非機能要件」とする。 ※ ただし、ユーザ数、同時アクセス数、データ量等の非機能要件は、「標準非機能要件」が示す要件に従い、各市町村の業務量に応じて各市町村が具体的な値を示す。 ※ また、各市町村は、「標準非機能要件」の各項目の「選択時の条件」において示す、[+]の条件に合致する場合には、選択レベルを1つ上げることが可能。また、[-]の条件に合致する場合には、選択レベルを1つ下げることが可能。
③各業務システムの標準仕様との関係	<ul style="list-style-type: none">・各業務システムの標準仕様において、非機能要件に関して独自の厳しい要件を定めた場合（上乗せ・横出し）には、当該標準仕様の非機能要件部分が、「標準非機能要件」に優先する。※ 各業務システムが定める独自の非機能要件によって、他のシステムに影響がないよう、当該業務システムの標準仕様の検討を行う過程において、「標準非機能要件」と必ず調整を行う。

内閣官房 IT 室資料「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準について」より抜粋

標準非機能要件の詳細については、以下の資料を参照することとする。

- ・「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準について」
- ・「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」

なお、国民年金システム固有で必要な非機能要件が発生した場合は、その内容により標準非機能要件に追加するよう依頼する又は業務固有の非機能要件として本仕様書に定義するかを検討する。

第6章 用語

以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないよう、用いられている用語の定義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

あ

RFI【あーるえふあい】 ……情報提供依頼書 (request for information)。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定するにあたり必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP（提案依頼書）を作成し、具体的な機能要件を提案業者に求めて発注先の選定に移る。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日）より。

RFP【あーるえふぴー】 ……提案依頼書 (request for proposal)。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や構成要件、調達条件が記述されている。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日）より。

あいまい検索【あいまいけんさく】 ……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルールに基づき抽出する検索方法のこと。

宛名番号【あてなばんごう】 ……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するため付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることがあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」と呼ぶ。

アラート【あらーと】 ……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもののこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないエラーとは区別される。

い

EUC 機能【いーゆーしー機能】 ……EUC とはエンドユーザーコンピューティング（End-User Computing）の略。情報システム部門ではなくエンドユーザー自身がシステムを開発・運用し、情報を利活用すること、あるいはそのために用意されたシステム機能。本仕様書においては、国民年金システム上のデータを利活用するため、ユーザー自身が検索条件や項目を設定、データを出力する機能を指す。

え

LGWAN【えるじーわん】 ……Local Government Wide Area Network の略。行政支援ネットワークのこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、地方自治体が利用する行政専用のセキュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。

か

外字【がいじ】 ……各ベンダーが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市区町村が個別に追加した文字のこと。JIS 等の標準規格にない文字をベンダーがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」として扱う。「内字」も参照のこと。

カスタマイズ【かすたまいづ】 ……市区町村の業務に合わせて、ベンダーがパッケージの機能への追加・変更・削除を行うこと。

方書【かたがき】 ……市区町村、大字や小字、地番に続く、アパートやマンション、寮等の住所情報のこと。

管理【かんり】 ……データの設定・保持・修正ができること。参照のみは含まない。

こ

更改【こうかい】 ……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。

個人番号【こじんばんごう】 ……番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。

さ

参照【さんしょう】 ……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

し

CSV【しーえすぶい】 ……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデータをカンマで区切ったファイル形式のこと。

住記世帯【じゅうきせたい】 ……住民記録情報における世帯のこと。

ち

中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしよう】……市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成 24 年 6 月に総務省から公開され、平成 25 年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が維持管理を担っている。

つ

続柄【つづきがら】……世帯主とその世帯員との関係を示したもの。妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

ひ

BPMN【びーぴーえむえぬ】……Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的に表記する方法の国際標準の 1 つである。ISO/IEC 19510:2013（Object Management Group Business Process Model and Notation）のこと。

非機能要件【ひきのうようけん】……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外の要件全般をいう。システムの可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジーなどに関する要件のこと。ふ

Fit & Gap 分析【ふいつとあんどぎやつぶんせき】……ベンダーの提供するパッケージソフトの機能が、利用者として求める要件に適合（fit）している点と乖離（gap）している点を明らかにし、ベンダーの提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分析手法をいう。総務省自治行政局地域情報政策室「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日）より。

プログラム【ぷろぐらむ】……電子計算機（コンピュータ）に動作をさせるために、順序手順を記載した一連の命令語の集合のこと。

へ

ベンダー【べんだー】……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

も

文字溢れ【もじあふれ】……入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、対象エリアからはみ出している状態のこと。

り

利用権限【りようけんげん】……システムの利用において業務区分、職位等に基づき付与された権限のこと。